

栃木県イベント環境配慮指針

第1 指針策定の趣旨

イベントは、県が実施する各種施策の普及、啓発等に有効な手段であることから、各所属において、様々なかたちで数多く取り組まれています。

規模の大きなイベントほど多くの人々が来場することから、大量の資料が配布され、照明や空調などで大量の電気が使用され、多くの人々が飲食します。また、来場者の多くが自家用車を利用します。

これらの事象を環境への影響という観点から見ると、紙くず、容器などのごみの排出や電力、ガソリンなどのエネルギーの大量消費等が見えてきます。

本県では、「栃木県環境基本条例」や「栃木県環境基本計画」等に基づき、環境の保全に関する各種施策を推進しており、県としても様々な環境配慮活動に率先して取り組む必要があります。

このため、「栃木県イベント環境配慮指針」（以下「指針」という。）を策定し、県が開催するイベントにおいて、指針に基づく自主的な環境配慮を行うことで、環境負荷の軽減等を図ることとします。

第2 指針の位置付け

この指針は、前述のとおり、県が開催するイベントの自主的な環境配慮を行うためのものですが、さらに、次の二つの役割を果たします。

- 栃木県環境基本計画に基づく行政の率先行動の一部を具体化するもの
- 栃木県環境マネジメントシステムの一部を構成するもの

第3 指針の対象となるイベント

県が開催するイベントには、式典、恒例的に行う行事、講演会、シンポジウム、フェスティバル、フェア、スポーツ大会、祭り、記念事業、集い、展示会、フォーラムなどがありますが、これらのうち、県内で開催され、不特定多数の県民が自由に参加できるイベントであって、県又は県が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するものを指針の対象とします。

さらに、県が後援するイベントについても、関与の程度に応じて、主催者に協力を要請することとします。

第4 環境配慮

第3に示す対象イベントにおいては、次に掲げる環境配慮を行うこととします。

(1) 省エネルギー・省資源の推進

イベントでは、照明や空調などの電気エネルギーや印刷物などの紙資源等を消費することが想定されます。

そこで、エネルギーや資源の使用削減に努めるとともに、物品やサービスの購入にあたっては、環境に配慮したものを優先します。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進

イベントには多くの人々が来場することから、大量の廃棄物が発生する可能性があります。

そこで、廃棄物・リサイクル対策の優先順位（①廃棄物等を発生させない、②再使用する、③再生利用する、④適正に処理する）を踏まえ、イベントの計画段階から、ごみになりそうな物品や再使用できない物品の購入や配布をできる限り減らすとともに、発生が避けられないごみについては再生利用と適正処理に努めます。

（３）公共交通機関等の利用促進

イベントには多くの人々が様々な交通手段を用いて来場します。それらの交通手段による排気ガスの排出や交通渋滞によるエネルギーロス環境に大きな負荷を与えます。特に、自家用車等の乗用車は、一人を運ぶために消費するエネルギーが電車やバスに比べて大きく、また、交通渋滞の原因になるおそれがあります。

そこで、電車やバス等の効率的な交通手段の利用を促進し、自家用車等の利用に伴う排気ガスの排出や燃料の消費、会場周辺における交通渋滞の発生などの環境負荷を最小限とする運営を行います。

（４）参加者への意識啓発・情報提供

環境に配慮したイベントを成功させるためには、イベントの主催者にとどまらず、出展者や来場者を含めた関係者のすべてが環境意識を持つことが重要です。

そこで、開催前や開催中の広報などにおいて、環境配慮の内容を周知するとともに、環境配慮活動を呼びかけます。

（５）運営体制の整備

環境配慮を実施していくために必要な運営体制を整備し、開催時のみならず、計画や準備の段階から取組を進めていくことが重要です。

（６）会場周辺の環境保全

屋外で開催するイベントでは、会場周辺の自然環境の保全や野生生物の生息、生育状況等に十分配慮し、環境に負荷を与えることのないよう努めます。

具体的には、①自然環境にはできる限り手を加えないこと、②手を加えなければならない場合には影響を最小限にすること、③やむを得ず影響を与えた場合には復元に努めること、を原則とし、さらに、会場周辺の生活環境の保全にも配慮します。

第５ 環境配慮の実施手順

指針を実効あるものとするため、別に策定する「環境に配慮したイベント開催要領」に具体的な実施手順等を定め、それに基づいてイベントを開催することとします。

平成19年2月策定
(平成23年4月1日改定)
(令和3年4月1日改定)
栃木県
(環境森林部気候変動対策課)